

○ 政策目標 9 - 1 : 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理

政策目標の内容及び 目標設定の考え方	<p>国家公務員共済組合制度は、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営に資することを目的とする社会保険制度です。具体的には、被保険者である組合員（国家公務員等）と使用者である国等とが所要の保険料を分担拠出し、組合員又はその被扶養者について所要の給付事由が発生した場合に、所定の保険給付等を行っています。</p> <p>上記の目的を踏まえ、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度の構築及び管理を行っていくことが重要であると認識しています。その際、「社会保障制度改革推進法」（平成24年法律第64号）、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）等に沿って取り組む社会保障制度改革及び諸外国との社会保障協定に適切に対応すること、福祉事業を含む全ての事業について、適正な運営を確保することが重要であると考えています。</p> <p>（注）国家公務員共済組合制度の事業内容</p> <p>（1）短期給付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保健給付：病気、負傷、出産又は死亡に係る給付 ② 休業給付：育児、介護等による休業に係る給付 ③ 災害給付：災害による死亡又は損害に係る給付 <p>（2）長期給付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 厚生年金保険給付：老齢厚生年金、障害厚生年金及び障害手当金、遺族厚生年金 ② 退職等年金給付：退職年金、公務障害年金、公務遺族年金 <p>（3）福祉事業</p> <p>健康診査等の保健事業、病院、宿泊施設等の経営、臨時支出に対する貸付け等</p>
-------------------------------	--

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政9-1-1：年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応
政9-1-2：共済手続の効率化・適正化
政9-1-3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保

関連する内閣の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「第204回国会 総理大臣施政方針演説」（令和3年1月18日） ○ 「全世代型社会保障改革の方針」（令和2年12月15日閣議決定） ○ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）
--------------------	---

施策	政9-1-1：年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応
取組内容	<p>財務大臣は、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況について評価を行うこととされています。国家公務員共済組合連合会から厚生年金保険給付積立金の管理及び運用に関する業務概況書の送付を受けた後、評価を行い、その結果を公表します。評価を行うにあたって、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会を開催し、外部から専門的な意見を伺います。年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ</p>

効率的な管理及び運用が行われるよう、E S G 投資（用語集参照）の推進を含め適切に注視していきます。

また、公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議の提言を踏まえ、資金の規模・性格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を実施すべく所要の対応を行います。

さらに、「社会保障制度改革推進法」等に沿って取り組む社会保障制度改革や、日本と諸外国との間で締結される社会保障協定について、国家公務員共済組合制度を所管する立場から、関係省庁とも連携を図って、引き続き検討を進めます。

定性的な測定指標

[主要] 政9-1-1-B-1：年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応

(令和3年度目標)

国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用に関する業務概況書について、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会において外部から専門的な意見を伺い、適切に評価を行います。

(目標の設定の根拠)

財務大臣は、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の管理及び運用の状況について評価を行うこととされています。年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していく必要があるためです。

[主要] 政9-1-1-B-2：諸外国との社会保障協定への対応

(令和3年度目標)

社会保障協定締結に際して、関係省庁と連携を図り、適切に対応します。

(目標の設定の根拠)

海外で勤務する国家公務員の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「男女別組合員数の年次推移」
 - 参考指標 2 「年金種類別年金受給権者数及び年金額の年次推移」
 - 参考指標 3 「厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移」
 - 参考指標 4 「短期負担金・掛金収入及びこれらの総報酬額に対する割合（平均保険料率）の年次推移」
 - 参考指標 5 「短期収入総額と短期支出総額の比較及び年次推移」
 - 参考指標 6 「社会保障協定の締結状況」
- ※参考指標 1、2、4、5
https://www.mof.go.jp/budget/reference/kk_annual_report/fy2019/index.html
- ※参考指標 3
<https://www.kkr.or.jp/nenkin/pdf/zenpan-zaisei-seidokaikaku-H30.8.pdf>
- ※参考指標 6
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>

施策	政9-1-2：共済手続の効率化・適正化
取組内容	従来、共済手続は書面による申請・届出を前提とした業務が行われているため、組合員、共済組合職員ともに在宅勤務における手続きができませんでした。この共済手続をオンライン化するため、関係省庁と連携を図って、適切な対応を行います。
定性的な測定指標	
	[主要] 政9-1-2-B-1：共済手続の効率化・適正化
	(令和3年度目標) 共済手続のオンライン化に向けて、関係省庁と連携を図り、適切な対応を行います。
	(目標の設定の根拠) 行政手続全般にわたる書面規制、押印、対面規制の見直しに適切に対応するためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「行政手続等の棚卸結果」 (https://www.mof.go.jp/about_mof/other/e-j/index.html)
施策	政9-1-3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保
取組内容	厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めます。
定性的な測定指標	
	[主要] 政9-1-3-B-1：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保
	(令和3年度目標) 国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保するため、監査を実施し、法令及び内部規則の遵守徹底を指導します。
	(目標の設定の根拠) 厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めるためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「男女別組合員数の年次推移」【再掲(9-1-1：参考指標1)】 ○参考指標2「年金種別年金受給権者数及び年金額の年次推移」【再掲(9-1-1：参考指標2)】 ○参考指標3「厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移」【再掲(9-1-1：参考指標3)】

今回廃止した施策とその理由

○ (旧) 政9-1-2：諸外国との社会保障協定への対応

(理由)

社会保障協定は、海外で勤務する日本人の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決するために、日本と諸外国の二国間で順次締結されています。

年金に関する社会保障協定については、被用者年金一元化（平成27年10月）以前は、国家公務員共済年金について厚生年金に準じた法令改正を行っていたところ、被用者年金一元化後は、国家公務員共済（第2号厚生年金）独自の法令改正がなく、厚生年金の法令改正に際しての事務的な確認のみとなっております。

また、医療保険に関しては、国家公務員共済（短期給付）において健康保険に準じた法令改正が必要ですが、近年、医療保険に関する協定は締結されていない状況です。

こうした背景により、「諸外国との社会保障協定への対応」業務は、単独の施策として、政策目標を達成するための成果を測定する対象とする必要性が乏しくなっております。

なお、「諸外国との社会保障協定への対応」は、「政9-1-1：年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応」に含まれる業務であるため、今後は、当該政策の一部として成果を測定していきます。

政策目標に係る予算額	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度当初	令和3年度行政事業レビュー番号
(項) 国家公務員共済組合連合会等助成費	65,717,368千円	68,339,618千円	68,250,738千円	85,809,523千円	0055
(事項) 国家公務員共済組合連合会等補助等に必要な経費	6,378,467千円	6,408,446千円	6,502,387千円	6,550,430千円	
(事項) 日本郵政共済組合等補助に必要な経費	118,057千円	117,844千円	119,492千円	119,045千円	
(事項) 日本郵政共済組合等負担金に必要な経費	59,220,844千円	61,813,328千円	61,628,859千円	79,140,048千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標9-1に係る予算額を記載しています。

(注2) 「(事項) 日本郵政共済組合等補助に必要な経費」は平成30年度及び令和2年度以降の予算額に係る事項を記載しており、令和元年度予算額に係る事項は「(事項) 日本郵政共済組合等補助等に必要な経費」です。

担当部局名	主計局（給与共済課）	政策評価実施予定時期	令和4年6月
--------------	------------	-------------------	--------